

## 東日本大震災への対応について

機構では、東日本大震災への対応として、次の取組を行っています。

### 1. 畜産経営安定対策の特例措置

宮城県、岩手県、福島県等の対象地域において、以下の畜産経営安定対策の要件緩和・特例措置を実施しています。

#### (1) 肉用子牛生産者補給金制度（平成24年3月12日までの措置）

- ・ 飼養開始月齢の要件を緩和（2か月齢未満→5か月齢未満）
- ・ 生産者負担金の納付期限を3か月間延長

#### (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）

- ・ 台帳への登録月齢の要件を緩和（満14か月齢→満17か月齢）
- ・ 災害救助法の適用を受けた地域の生産者については生産者積立金の納付を2か月間猶予及びうち罹災証明の発行を受けたものについては生産者積立金を免除

（※以上平成23年6月30日までの措置）

- ・ 福島県の生産者に対して平成23年4～5月販売分について早期支払（通常より1か月繰り上げ）を実施
- ・ 福島県の計画避難区域等の生産者の契約肥育牛について、移動に関する要件を緩和
- ・ 福島県の生産者については、平成23年3月から平成24年6月までの生産者積立金を免除（補填金は3/4相当額）
- ・ 平成23年7月以降に販売された事業対象牛についての補填金の支払を四半期ごとから毎月払いに変更

#### (3) 養豚経営安定対策

- ・ 罹災証明書の発行を受けた生産者の平成22年度第4四半期の負担金を免除（補填金は1/2相当額）

### 2. 緊急対策の実施

#### (1) 国産牛肉信頼回復対策

平成23年度において、消費者の牛肉に対する信頼を回復するため、汚染稲わらが給与された牛の肉のうち既に流通しているものについて、食肉流通団体が市場から隔離して廃棄処分する事業に対し、その経費を補助しました。

また、適正な事業実施を図るため、補助事業に関する第三者委員会の意見等を踏まえ、現品確認等の対策を講じました（別紙）。

(2) 肉用牛肥育農家支援対策

平成23年度において、汚染稲わらが給与され、肉用牛の全頭検査・全戸検査を実施することとなった県の肉用牛肥育農家の喫緊の資金繰りを確保するため、畜産関係団体が肥育農家に対して飼養頭数（肥育牛）1頭当たり5万円を支援する事業及び出荷された牛の価格が下落した場合に、畜産関係団体が価格下落分を支援する事業について、その経費を補助しました。また、出荷制限指示のあった4県において、畜産関係団体が、肉用牛肥育農家から出荷遅延牛を実質的に買い上げる事業についても、経費を補助しました。

また、食品中の放射性物質に係る新たな基準値（新基準値）の設定に対応し、放射性セシウムが新基準値を超えた牛の販売を自粛し、廃棄処分をした肉用牛肥育農家を畜産関係団体が支援する事業（平成24年3月～9月の期間）に対し、その経費を補助しています。

(3) 稲わらの緊急供給支援対策

生産者団体等が汚染稲わらの利用を断念した畜産経営体に代替粗飼料を供給する事業（平成23年8月～平成24年9月の期間）に対し、その経費を補助しています。

(4) 補助金の返還

上記の補助金は、東京電力（株）から賠償金が支払われた後などに、機構に返還されます。

(別紙) ○国産牛肉信頼回復対策事業の適正実施のための対策

